

令和3年12月2日

各市町村教育委員会  
学校保健担当課長 殿

鹿児島県教育庁保健体育課長

学校教育活動におけるマスク着用について（通知）

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22.Ver.7）」では、学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用することを原則としつつ、活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、臨機応変に対応することとしています。

つきましては、貴管下の関係職員及び各学校（園）長に対して下記の事項を周知していただくとともに、適切な対応が図られるよう御指導ください。

記

- 1 屋内・屋外を問わず、十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要でないこと。
- 2 気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクは着用させないこと（児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、自身の判断でも適切に対応できるようにすること）。
- 3 体育の授業においては、マスクの着用は必要でないこと。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。
- 4 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。
- 5 発達上の障害や他の障害又はマスク着用に支障をきたす可能性のある特定の健康状態をもつ児童生徒等に対しては、マスクの着用を強制しないこと。  
(※ 厚生労働省ホームページから一部引用。)
- 6 マスクを着用しないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導すること。
- 7 上記の事項については、保護者や地域住民に対しても理解を求めるこ。

連絡先  
担当：健康教育係 栗山  
電話：099-286-5316  
FAX：099-286-5671

令和3年12月2日

各県立学校長 殿

保健体育課長

### 学校教育活動におけるマスク着用について（通知）

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22.Ver.7）」では、学校教育活動においては、児童生徒及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用することを原則としつつ、活動の態様や児童生徒の様子などを踏まえ、臨機応変に対応することとしています。

については、職員に対して下記の事項を周知し、適切な対応が図られるよう指導してください。

#### 記

- 1 屋内・屋外を問わず、十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要でないこと。
- 2 気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクは着用させないこと（児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、自身の判断でも適切に対応できることにすること）。
- 3 体育の授業においては、マスクの着用は必要でないこと。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。
- 4 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。
- 5 発達上の障害や他の障害又はマスク着用に支障をきたす可能性のある特定の健康状態をもつ児童生徒に対しては、マスクの着用を強制しないこと。  
(※ 厚生労働省ホームページから一部引用。)
- 6 マスクを着用しないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導すること。
- 7 上記の事項については、保護者や地域住民に対しても理解を求めるこ。

連絡先 \_\_\_\_\_  
担当：健康教育係 栗山  
電話：099-286-5316  
FAX：099-286-5671